

令和3年度有料老人ホーム等に係る集団指導

1 京都市有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅設置運営基準指針の改正について

令和3年4月1日付けで厚生労働省が作成する有料老人ホーム設置運営標準指導指針が改正されたことを受け、「京都市有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅設置運営基準指針」（以下、「基準指針」という。）の改正を令和3年7月1日に行った。

主な改正内容は厚生労働省の改正に準じており、以下のとおりである。

なお、詳細な改正内容については、基準指針新旧対照表（別添1）を参照してもらいたい。

(1) 令和3年度介護報酬改定に連動した規制強化

- ア 感染症対策，災害対策及び業務継続計画策定・運用
- イ ハラスメント対策強化
- ウ 虐待防止
- エ 認知症介護基礎研修の受講
- オ 事故防止の取組み 等

(2) 書面・押印の電磁的記録化，書面説明の電磁的方法化

(3) 事業運営の現状を踏まえた規定の見直し

また、改正内容のうち、令和6年3月31日まで経過措置を設けているものがあるので注意いただきたい。

- (1) 基準指針7（2）イに示す認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること（新たに採用した職員については、採用1年間の猶予期間を設けている。）
- (2) 基準指針8（5）に示す業務継続計画の策定について
- (3) 基準指針8（7）に示す衛生管理等について
- (4) 基準指針9（4）イからエに示す虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催等について

2 重要事項説明書について

基準指針の改正に伴い、重要事項説明書についても改正を行っている。令和3年7月1日以降に作成する重要事項説明書については、必ず最新の様式を使用するよう注意いただきたい。なお、最新の様式については、以下の京都市のホームページに掲載しているのものでそ

らから取得してもらいたい。

URL : <https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000238067.html>

重要事項説明書の各種変更点については、重要事項説明書新旧対照表（添付 2）を参照してもらいたい。

なお、今回の変更した箇所のうち、協力医療機関の診療科目及び協力科目について補足説明を行っておく。

診療科目については、当該医療機関が行っている診療科目について記載をしていただき、協力科目はそのうち、医療機関と提携した科目を記載いただきたい。

3 前払金の保全措置について

有料老人ホームの前払金の保全措置については、平成 30 年の老人福祉法の改正により、従来は、前払金の保全措置の義務対象外となっていた平成 18 年 3 月 31 日以前に届出された有料老人ホームについても、令和 3 年 4 月 1 日以降の新規入居者から義務対象となっていることにより、すべての有料老人ホームで、義務対象となった。

それに関連し、有料老人ホームの前払金の保全措置に対する指導については、「有料老人ホームを対象とした指導の強化について（令和 3 年 3 月 31 日老高発 0331 第 3 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）」（別添 3）等により示されているところであり、同通知内において、前払金の保全措置を講じていない有料老人ホームの事業者に対しては、老人福祉法に基づく検査や改善命令など実施し、それに応じない場合は、罰則の適用も視野に厳正に対応するよう明記されている。

前払金を受領している有料老人ホームにおいては、引き続き、義務違反が生じることがないよう十分に注意いただきたい。